

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和3年6月30日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 錢谷 弘

1. 調達内容

- (1) 調達件名 画像解析システム構築に向けた船上における調査・検討業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期間 自) 契約締結日
至) 令和4年3月15日
- (4) 履行場所 入札説明書による

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入札方法 入札金額は、上記調達件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、この契約希望金額は、概算契約における上限額でしかなく、委託研究を実施した結果、実際の所要金額がこの契約希望金額を下回る場合には、額の確定のうえ、実際の所要金額を支払うこととなる。

- (2) 提案書等の提出方法 入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
管理部門管理課

電話 045-788-7627
FAX 045-788-5001

- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「画像解析システム構築に向けた船上における調査・検討業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「画像解析システム構築に向けた船上における調査・検討業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年7月7日までに上記4.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和3年7月21日 17時00分
4.①に同じ
入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和3年8月4日 11時00分
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
横浜庁舎 第1会議室
開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。
また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。
- (6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長

相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名

画像解析システム構築に向けた船上における調査・検討業務

2. 業務目的

資源量推定において、漁獲物の生物情報（種名・体長・体重など）を得ることは重要であるが、種数や調査地が増えると、それに比例して作業量やコストが増加する。一方で、漁業現場の作業増大は避けるべき事項であることから、令和3年度水産庁委託事業「漁獲情報デジタル化推進事業」における調査の一環として、画像解析技術を導入し、船上における漁獲物の画像データから尾数・魚種判別・および生物情報（体長や重量など）を迅速に収集・解析処理する画像解析システムを構築することを計画している。

本業務では、画像解析システムの構築に向け、最適な撮影データ取得機器・設置方法・撮影条件など、船上において、大量のデータを長期間にわたって効率良く情報収集するための条件や懸念される事項等を整理しておくことが必要であり、船上における調査・検討業務を行うことを目的とする。

3. 業務概要

本業務では、漁業現場で広く活用される画像解析システムを構築するため、画像解析に有効な撮影データを取得するのに最適な収集機器の構成、機器の設置方法・撮影条件等の事項等について検討・提案を行う。

本業務においては、機構が用意する船舶に同乗し、魚体画像を収集する。船舶は該当海域（別添1）上を調査する船舶とする。調査は、季節ごと（約3か月に1回）に1回ずつ日帰りの底びき網調査（1日5地点で3日連続調査）を実施することとし、漁獲されたすべての漁獲物を対象に撮影を行うこと。撮影は春を除くすべての曳網地点（最大45地点）で行うこと。

そのほか、業務実施にあたっては撮影機材と画像解析の両面から十全な検討が必要な業務であると考えため、業務開始前に業務実施体制図と作業要員一覧表を提出することにより、撮影機材の専門の技術者を含んでいることを示すこと。

本業務によって得られた知見は、将来の画像解析システムを構築するうえでの基礎となる情報である。そのため、成果物に関しては「得られた結果」だけでなく、必ず「研究者や技術者が得られた結果を再現するに足る情報」を提出すること。最終報告の前に中間報告を行い、提出予定の成果物の再現性を説明すること。

4. 業務内容

画像解析システムの構築に向けて撮影機材、設置場所、撮影条件とそれらの画像解析結果の比較検討を行うこと。検討項目は、下記の1)～3)とする。検討の対象となる撮影機材とその設置、保守については、本業務の請負者が負担することとする。

本業務においては、機構が用意する船舶に同乗し、魚体画像を収集する。船舶は該当海域(別添1)上を調査する船舶とする。調査は、季節ごと(約3か月に1回)に1回ずつ日帰りの底びき網調査(1日5地点で3日連続調査)を実施することとし、漁獲されたすべての漁獲物を対象に撮影を行うこと。撮影は春を除くすべての曳網地点(最大45地点)で行うこと。

なお、乗船には機構の担当職員は初回調査を除き、基本的に立ち会わないが、現地作業前には必ず担当職員との協議の場を設けること。また、下記1)～3)の各項目の選択過程で、担当職員との十分な協議を行うこと。

1) 撮影機材

画像解析システムを構築するにあたり、底びき網を実施する船舶における適切な撮影機材の性能・販売価格・耐久性を検討すること。なお、乗組員の業務の邪魔にならない柱や屋根等に設置が可能であり、漁獲物の処理時間(2時間以上)を撮影可能とし、海水にさらされる可能性のある屋外においても長期の撮影に支障のない性能・耐久性を持つ撮影機材とする。撮影の際には位置情報やタイムスタンプなどの環境情報も同時に記録すること。

想定される成果物：

- ・用途(カメラやライト等)ごとに撮影機材の性能・販売価格・耐久性について具体的な数値をもってまとめられた情報
- ・上記の情報をもとに作成された点数表および総合評価等、最終的なシステム提案に結びつく検討過程に関する情報

2) 設置場所

画像解析システムを構築するにあたり、船舶における適切な撮影機材の設置場所(船舶内の柱やその周囲の構造物等)を検討すること。

想定される成果物：

- ・設置場所の問題点(カメラの撮影範囲、操作しやすさ、電源の確保しやすさ、漁業者の邪魔になりにくさ等)について具体的な数値等をもってまとめられた情報
- ・上記の情報をもとに作成された点数表および総合評価

3) 撮影条件

湿度、温度、天候、明るさ、振動、水滴等レンズの汚れ、魚体の重なり、魚体の向きが、撮影機材及び画像解析結果へどのような影響を及ぼし得るのかを検討すること。なお、上記以外の項目でも、撮影機材及び撮影環境について、画像解析結果へ重大な影響を及ぼし得る項目が判明した場合は、その項目及び影響を検討すること。

想定される成果物：

- ・ 撮影条件（湿度、温度、天候、明るさ、振動、水滴等レンズの汚れ、魚体の重なり、魚体の向き等）が各撮影機材および画像解析結果に与え得る影響について具体的な数値をもってまとめられた情報と、第三者が検証可能とするために必要な個々の条件による撮影結果等の全てのデータ
- ・ 改善案についてもまとめること

5. 報告会の開催および内容

履行期限までに中間報告会および最終報告会など 2 回以上の報告会を行うこと。報告はマイクロソフトパワーポイント等を使用したプレゼンテーションを基本とする。最終報告書を作成することとし、必ず下記の項目を記載すること。

【最終報告書記載事項】

- ・ 4. の業務内容で行った検討結果。
- ・ 船上へ導入可能な撮影機器の仕様と必要な保守形態についての提案。
- ・ 業務内容に記載のない項目で機材や撮影条件等に重大な影響を及ぼす項目が判明した場合は、それらの項目とその改善案。

なお、最終報告書において提案する機材の構成等については、特定メーカーに限定されることのないよう配慮すること。独自の技術を用いた場合は、既存技術を用いて他メーカーが同等の結果を再現可能になる構成も検討・提示し最終報告書へその旨記載すること。

6. 納入先

下記納入場所に最終報告書を紙媒体 1 部、電子媒体（CD-R/DVD-R）1 部を納入すること。

（納入場所）

神奈川県横浜市金沢区福浦 2-1-2-4

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎

7. 業務期限

令和4年3月15日

8. 情報の取り扱いについて

本業務の入札並びに受注後の履行過程で知り得た全ての情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、第三者に漏洩してはならない。

9. その他

- ・本業務においては、受注後に実施に係る打ち合わせを行った上で、各作業を実施すること。また、詳細については、担当職員の指示に従うこととし、得られた全ての画像データは担当職員に提出すること。
- ・請負者が船舶等に乗船する際に必要な乗船依頼等手続きについては、担当職員が基本的に行うものとする。
- ・業務の実施にあたっては、船舶等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、請負者の故意又は重大な過失により、損害を及ぼした場合は、その損害を賠償すること。
- ・本業務で知りえた全ての情報について、第三者への開示および漏洩することがないように取扱いに注意すること。
- ・本業務を履行するにあたり、漁協や漁業者などに対し、調査などを実施する場合には、あらかじめ機構担当職員に連絡を入れ、その指示を仰ぐこと。
- ・本業務の一部を他業者に委託する場合は、事前に担当職員に相談し許可を得ること。

別添1 調査海域（黄色部分）

